

昭和二十八年運輸省令第八十一号

鉄道軌道整備法施行規則

地方鉄道軌道整備法第二十七条の規定に基き、地方鉄道軌道整備法施行規則を次のように定める。

(定義)

第一条 この省令において、鉄道事業、鉄道事業者又は新線とは、鉄道軌道整備法（昭和二十八年法律第六十九号。以下「法」という。）第二条に規定する鉄道事業、鉄道事業者又は新線をいう。

第二条 法第八条第五項第一号の国土交通省令で定めるものは、災害を受けた鉄道の施設に著しい損害が生じているものとして国土交通大臣が定める災害とする。

(書類の経由)

第一条 この省令の規定により国土交通大臣に提出すべき申請書、届出書、報告書その他の書類であつて地方運輸局長を経由すべきものは、当該事業の関する土地を管轄する地方運輸局長を経由して提出するものとする。この場合において、事業が二以上の地方運輸局の管轄区域にわたるときは、当該事業の主として関する土地を管轄する地方運輸局長を経由して提出するものとする。

2 前項後段の場合には、申請書、届出書、報告書その他の書類を受け付けた地方運輸局長は、当該事業につき関係地方運輸局長に通知するとともに、次条又は第三条に係るものにあつては関係地方運輸局長に協議しなければならない。

(認定の申請)

第二条 法第三条第一項第一号又は第三号に該当する鉄道（軌道を含む。以下同じ。）として認定を受けようとする鉄道事業者は、次に掲げる事項を記載した鉄道認定申請書を地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 認定を受けようとする鉄道の区間及びその営業キロ程

三 認定を受けようとする理由

2 前項の申請書には、当該申請に係る鉄道に関する次に掲げる図面及び書類を添付しなければならない。

一 線路図（別記線路図作成要領により作成したもの）

二 輸送状況調（第一号様式）

三 沿線主要産業調（第二号様式）

四 沿線人口調（第三号様式）

五 収益及び費用調（第四号様式）

六 事業用固定資産及び減価償却費調（第五号様式）

七 敷設計画書（第六号様式）

（改良計画の承認等の申請）

第三条 法第三条第一項第二号に該当する鉄道として当該改良計画の承認を、又は同条第二項の規定により当該改良計画の変更の承認を受けようとする鉄道事業者は、それぞれ次に掲げる事項を記載した鉄道設備改良計画承認申請書又は鉄道設備改良計画変更承認申請書を地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 改良計画の承認を受けようとする場合にあつては、改良計画に係る改良を行う鉄道の区間及びその営業キロ程並びに改良計画に係る改良を必要とする理由

三 改良計画の変更の承認を受けようとする場合にあつては、改良計画の変更事項及び改良計画の変更を必要とする理由

2 前項の鉄道設備改良計画承認申請書には、改良計画書（第七号様式）並びに当該申請に係る鉄道に関する前条第二項第一号から第六号までに掲げる図面及び書類を添付しなければならない。

3 第一項の鉄道設備改良計画変更承認申請書には、変更計画書（第八号様式）を添付しなければならない。

(認定等の申請書の進達)

第四条 地方運輸局長は、第二条又は前条の申請書の提出を受けたときは、左に掲げる事項を記載した書類を添附して国土交通大臣に進達しなければならない。

一 当該申請書の記載事項の適否に関する事項

二 関係交通機関（未開業のものを含む。）があるときは、これと当該鉄道との関係に関する事項

三 法第三条第一項第一号、第二号又は第三号に適合するかどうかに関する事項

四 その他必要と認める事項

(新線認定の実施基準)

第五条 国土交通大臣は、第二条の申請書の提出を受けた場合において、当該申請が法第三条第一項第一号に該当する鉄道として認定を受けようとするものであるときは、当該申請に係る鉄道が次の各号のいずれかに該当するものであるかどうかについて審査するものとする。

一 北海道開発法（昭和二十五年法律第二百六号）に基づく北海道総合開発計画に基づいて建設を行う鉄道

二 前号に掲げるもののほか、天然資源の開発その他産業の振興上特に建設を必要とする鉄道（改良計画承認の実施基準）

第六条 国土交通大臣は、第三条の申請書の提出を受けたときは、当該申請に係る鉄道が産業の維持振興上特に重要なものであつて、産業上の輸送需要を満たすための輸送力の強化又は天然現象により生ずる災害の防止若しくは運転保安の確保のため当該申請に係る改良を必要とするものであるかどうか並びに当該改良が次の各号のいずれかに該当するものであるかどうかについて審査するものとする。

一 当該鉄道の現有の事業用固定資産の価額の五割に相当する金額を上回る費用を要する改良

二 当該鉄道のおおむね全線にわたる線路の増設、軌間の拡張その他の設備の重要な改良又は動力の変更であつておおむね当該鉄道の全動力車にわたる改良

2 前項第一号の現有の事業用固定資産の価額は、当該改良計画の承認又は当該改良計画の変更の承認を受けるため第三条の申請書を提出した日を含む事業年度の前事業年度末における当該鉄道の事業用固定資産につき次に掲げる価額の合計額を基礎として国土交通大臣が査定した価額とする。

一 昭和二十八年一月一日以前に取得したものにあつては、次に掲げる価額の合計額

イ 土地は、第三条の申請書を提出した日を含む事業年度の前事業年度末における近傍類地の取引価額等を考慮した相当な価額

ロ 取替資産（法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第四十九条第三項の取替資産をいう。以下同じ。）は、当該資産の取得価額に資産再評価法（昭和二十五年法律第一百十号）別表第三（以下「再評価倍率表」という。）に掲げるその取得の時期に応ずる倍率を乗じて算出した額から減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年大蔵省令第十五号）別表第一（以下「耐用年数表」という。）に定められた当該資産の耐用年数に基づき当該資産の残存価額を百分の五十とした場合における定率法による減価償却費を控除した価額

ハ 取替資産以外の有形減価償却資産は、当該資産の取得価額に再評価倍率表に掲げるその取得の時期に応ずる倍率を乗じて算出した額から耐用年数表に定められた当該資産の耐用年数に基づき当該資産の残存価額を零とした場合における定額法による減価償却費を控除した価額

ニ 無形減価償却資産は、当該資産の取得価額に再評価倍率表に掲げるその取得の時期に応ずる倍率を乗じて算出した額から耐用年数表に定められた当該資産の耐用年数に基づき当該資産の残存価額を零とした場合における定額法による減価償却費を控除した価額

ホ その他の資産は、当該資産の取得価額に再評価倍率表に掲げるその取得の時期に応ずる倍率を乗じて算出した額

二 その他のものにあつては、次に掲げる価額の合計額

イ 土地は、第三条の申請書を提出した日を含む事業年度の前事業年度末における近傍類地の

取引価額等を考慮した相当な価額

ロ 取替資産は、当該資産の取得価額から耐用年数表に定められた当該資産の耐用年数に基づき当該資産の残存価額を百分の五十とした場合における定率法による減価償却費を控除した額

ハ 取替資産以外の有形減価償却資産は、当該資産の取得価額から耐用年数表に定められた当該資産の耐用年数に基づき当該資産の残存価額を百分の十とした場合における定率法による減価償却費を控除した価額

ニ 無形減価償却資産は、当該資産の取得価額から耐用年数表に定められた当該資産の耐用年数に基づき当該資産の残存価額を零とした場合における定額法による減価償却費を控除した価額

ホ その他の資産は、当該資産の取得価額

（営業助成鉄道認定の実施基準）

第七条 国土交通大臣は、第二条の申請書の提出を受けた場合において、当該申請が法第三条第一項第三号に該当する鉄道として認定を受けようとするものであるときは、当該申請に係る鉄道が沿線住民の生活安定上必要なもので左の各号に該当するものであるかどうかについて審査するものとする。

一 気象、地勢、道路等の状況にかんがみて他の交通機関により代替することが著しく困難な鉄道

二 経営困難なため、老朽化した設備の取換及び修繕を行うことが常に著しく困難な鉄道（認定等の決定）

第八条 国土交通大臣は、第五条、第六条第一項又は前条の規定により審査した結果、当該申請がそれぞれ第五号、第六号第一項又は前条の基準に適合していると認めたときは、左に掲げる事項について財務大臣と協議した後、当該鉄道についての認定、当該改良計画についての承認又は当該改良計画の変更についての承認をするものとする。

一 認定又は承認をしようとする理由

二 新線の建設又は改良計画に係る改良に要する金額に関する事項

三 補助開始の時期及び補助金額に関する事項

（改良の着手及び完了の届出）

第九条 法第三条の規定により改良計画の承認を受けた鉄道の鉄道事業者は、当該改良計画に係る改良に着手したとき、及びこれを完了したときは、遅滞なく、その旨を地方運輸局長を経由して国土交通大臣に届け出なければならない。

（業務及び財産状況報告書）

第十条 法第三条の規定により認定を受けた鉄道及び同条の規定により改良計画の承認を受けた鉄道の鉄道事業者は、毎事業年度終了後三箇月以内に業務及び財産状況報告書（第九号様式）を地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。

（法第八条第一項、第二項及び第三項の補助の申請）

第十一条 法第八条第一項、同条第二項又は同条第三項の規定による補助金の交付の申請をしようとする鉄道事業者は、次に掲げる事項を記載した鉄道補助金交付申請書を、補助金の交付を受けようとする会計年度（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第十一条に規定する会計年度をいう。以下同じ。）の前年度の六月三十日までに（同日の属する会計年度又はその翌会計年度の六月三十日までに法第三条の認定又は承認を受けた場合は、当該の認定又は承認後遅滞なく）地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 補助金の交付を受けようとする期間

三 補助金の交付を受けようとする理由及びその使途

2 前項の申請書には、同項第二号の期間（以下「補助期間」という。）に係る次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 事業用固定資産決算見込表（第十号様式）

二 改良計画の承認を受けた改良に係る事業用固定資産決算見込表（様式は、第十号様式を準用する。）

三 利子補給契約に基づく融資による改良に係る事業用固定資産決算見込表（様式は、第十号様式を準用する。）

四 収益決算見込表（第十一号様式）

五 費用決算見込表（第十二号様式）

（事業用固定資産決算表等の提出）

第十二条 前条の規定により申請書を提出した鉄道事業者は、当該申請書に記載した補助期間に係る事業年度終了ごとに、その終了後三箇月以内に、次に掲げる書類を地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。

一 事業用固定資産決算表（第十七号様式）

二 改良計画の承認を受けた改良に係る事業用固定資産決算表（様式は、第十七号様式を準用する。）

三 利子補給契約に基づく融資による改良に係る事業用固定資産決算表（様式は、第十七号様式を準用する。）

四 収益決算表（第十八号様式）

五 費用決算表（第十九号様式）

六 運輸数量及び列車走行キロ表（第二十号様式）

七 車両走行キロ表（第二十一号様式）

（補助金算定上等の事業用固定資産の価額）

第十三条 法第三条第一項第一号に該当するものとして認定を受けた鉄道に係る法第八条第一項及び法第十三条の事業用固定資産の価額は、当該鉄道の現に存する事業用固定資産（法第八条第一項の事業用固定資産にあつては、法第三条の規定により承認を受けた改良計画に係る改良資産及び法第十六条の規定による契約に係る融資による改良資産を控除したもの）につき貸借対照表（補助期間に係る最終の事業年度末のもの。以下本条において同じ。）に付された価額から当該事業用固定資産につき当該貸借対照表に計上された減価償却累計額を控除した価額を基礎として国土交通大臣が査定した価額とする。

2 法第三条の規定により改良計画の承認を受けた鉄道に係る法第八条第二項及び法第十三条の事業用固定資産の価額は、それぞれ第一号及び第二号の価額とする。

一 法第三条の規定により承認を受けた改良計画に係る現に存する改良資産につき貸借対照表に付された価額から当該改良資産につき当該貸借対照表に計上された減価償却累計額を控除した価額を基礎として国土交通大臣が査定した価額

二 法第三条の規定により改良計画の承認を受けた鉄道の現に存する事業用固定資産につき貸借対照表に付された価額から当該事業用固定資産につき当該貸借対照表に計上された減価償却累計額を控除した価額を基礎として国土交通大臣が査定した価額

3 補助期間が一年未満の場合における法第八条第一項又は同条第二項の事業用固定資産の価額は、第一項又は前項の規定により国土交通大臣が査定した価額に一年の日数をもつて当該補助期間の日数を除した割合を乗じた価額とする。

（補助金算定上等の欠損金及び益金）

第十四条 法第八条第三項の欠損金の額は、法第三条第一項第三号に該当するものとして認定を受けた鉄道について、当該鉄道の補助期間に係る収益がこれに対応する費用に不足する額とする。

2 法第十三条の益金の額は、法第三条第一項第一号に該当するものとして認定を受けた鉄道又は同条の規定により改良計画の承認を受けた鉄道について、当該鉄道の補助期間に係る収益からこれに対応する費用を控除した残額とする。

3 前二項の収益は、旅客運輸収入、貨物運輸収入、鉄道線路使用料収入、鉄道線路譲渡収入、運輸雑収及び受取利子その他の営業外収益について国土交通大臣が査定した額の合計額とする。

4 第一項及び第二項の費用は、営業費及び支払利子その他の営業外費用について国土交通大臣が査定した額の合計額とする。

(災害復旧事業の補助の申請)

第十五条 法第八条第四項又は第五項の規定による補助を受けようとする鉄道事業者は、当該災害の発生後速やかに、その災害の状況について災害状況報告書(第二十一号様式の二)を地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。ただし、第十五条の七の規定により災害状況報告書を提出した場合は、この限りでない。

第十五条の二 法第八条第四項又は第五項の規定による補助を受けようとする鉄道事業者は、災害復旧事業の施行に着手した場合においては、毎会計年度各四半期の経過後十五日以内に、当該災害復旧事業の施行の状況について災害復旧事業実施状況報告書(第二十一号様式の三)を地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。

第十五条の三 法第八条第四項の規定による補助を受けようとする鉄道事業者は、当該災害の発生後遅滞なく、災害復旧事業費補助金交付申請書(第二十一号様式の四)を地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 災害復旧事業の施行が民生の安定上必要であることを明らかにした書類

二 収益及び費用状況並びに収益及び費用見込表(第二十一号様式の五)

三 当該災害を受けた鉄道の収益のみによつては、当該鉄道の運営に要する費用(当該災害復旧事業に要する費用を除く。)を償い、かつ、当該災害復旧事業に要する費用を回収することが困難であることを明らかにした書類

3 国土交通大臣は、第一項の申請書の提出を受けたときは、当該申請が次の各号に該当するものであるかどうかについて審査するものとする。

一 当該災害復旧事業の施行が、民生の安定上必要であること。

二 当該災害復旧事業に要する費用の額が、当該災害を受けた日の属する事業年度(以下「基準事業年度」という。)の前事業年度末からさかのぼり一年間における当該災害を受けた鉄道の運輸収入の割以上の額であること。

三 当該鉄道事業者が、次のいずれにも該当するものであること。

イ 基準事業年度の前事業年度末からさかのぼり三年間(基準事業年度の前事業年度末において当該鉄道事業者の鉄道がその運輸開始後三年を経過していない場合にあつては、当該運輸開始後基準事業年度の前事業年度末までの期間。以下「基準期間」という。)における各年度の鉄道事業の損益計算において経常損失若しくは営業損失を生じていること又は適切な経営努力がなされたとしても、当該災害を受けたことにより、基準事業年度以降おおむね五年間を超えて各年度の全事業の損益計算において経常損失若しくは営業損失を生ずることが確実と認められること。

ロ 基準期間における各年度の鉄道事業者が経営するすべての事業(以下「全事業」という。)の損益計算において経常損失若しくは営業損失を生じていること又は適切な経営努力がなされたとしても、当該災害を受けたことにより、基準事業年度以降おおむね五年間を超えて各年度の全事業の損益計算において経常損失若しくは営業損失を生ずることが確実と認められること。

ハ その他当該災害復旧事業を法第八条第四項の規定による補助を受けないで施行することとした場合に、その経営の安定に支障を生ずると見込まれること。

四 当該災害を受けた鉄道の収益のみによつては、当該鉄道の運営に要する費用(当該災害復旧事業に要する費用を除く。)を償い、かつ、当該災害復旧事業に要する費用を回収することが困難であると認められること。

第十五条の三の二 法第八条第五項の規定による補助を受けようとする鉄道事業者は、当該災害の発生後遅滞なく、災害復旧事業費補助金交付申請書(第二十一号様式の四)を地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 災害復旧事業の施行が民生の安定上必要であることを明らかにした書類

二 当該災害を受けた鉄道の収益及び費用状況表(第二十一号様式の五の二)

3 国土交通大臣は、第一項の申請書の提出を受けたときは、当該申請が法第八条第五項各号に該当するものであるかどうかについて審査するものとする。

第十五条の四 第十五条の三及び前条の申請書を提出した鉄道事業者は、当該申請書を提出した日の属する会計年度及び翌会計年度に属する日を含む毎事業年度終了後三箇月以内に、鉄道事業等報告規則(昭和六十二年運輸省令第九号)第二条又は軌道法施行規則(大正十二年/内務/鉄道/省令)第三十五条の事業報告書を地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第十五条の五 国土交通大臣は、法第八条第一項から第五項までの規定による補助金についてその交付の決定をする場合においては、左に掲げる事項を定め、これを当該鉄道事業者に通ずるものとする。

一 補助金の額

二 補助金の使途に関する条件

三 法第八条第四項又は第五項の規定による補助金については、その経費を補助する災害復旧事業に係る災害復旧事業計画

(補助災害復旧事業の遂行)

第十五条の六 第十五条の二の規定は、法第八条第四項又は第五項の規定による補助金についてその交付の決定を受けた鉄道事業者について準用する。

第十五条の七 法第八条第四項又は第五項の規定による補助金についてその交付の決定を受けた鉄道事業者は、第十五条の五第三号の災害復旧事業計画に係る施設について当該災害復旧事業計画を変更して災害復旧事業を施行することを必要とする災害を更に受けた場合には、当該災害の発生後遅滞なく、災害の状況及び当該決定に係る災害復旧事業の施行について災害状況報告書及び災害復旧事業実施状況報告書を地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。

第十五条の八 法第八条第四項又は第五項の規定による補助金についてその交付の決定を受けた鉄道事業者は、第十五条の五第三号の災害復旧事業計画を変更して当該災害復旧事業を施行する必要があるときは、当該補助金の交付の決定の変更を受けるため、災害復旧事業変更計画書(第二十一号様式の六)を地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。ただし、国土交通大臣が指定する範囲の変更については、この限りでない。

第十五条の九 法第八条第四項又は第五項の規定による補助金についてその交付の決定を受けた鉄道事業者は、当該災害復旧事業を廃止しようとするときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部の取消を受けるため、廃止しよとする理由及びその時期を記載した書類を地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。

第十五条の十 法第八条第四項又は第五項の規定による補助金についてその交付の決定を受けた鉄道事業者は、当該災害復旧事業を完了し又は廃止したときは、遅滞なく、災害復旧事業実績報告書(第二十一号様式の七)を地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。

会計年度が終了した場合においても同様とする。

(補助金の交付が独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構を通じて行われる場合の特例)

第十五条の十一 法第八条第八項の規定により、同項に規定する補助金の交付が独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構を通じて行われる場合には、第十一条第一項、第十二条、第十五条、第十五条の二(第十五条の六において準用する場合を含む)、第十五条の三第一項、第十五条の三第二項、第十五条の四、第十五条の七から第十五条の十まで及び第二十五条中「地方運輸局長を経由して」とあるのは「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構を通じて」と、第十五条の五中「当該鉄道事業者」とあるのは「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援

機構を通じて当該鉄道事業者」と、第二十一号様式の四中「国土交通大臣」とあるのは「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構理事長」とする。

第十六条 法第十五条の益金の額は、法第八条の規定による補助に係る鉄道の毎事業年度における収益から費用を控除した残額とする。

第十四条第三項及び第四項の規定は、前項の収益及び費用について準用する。

第十六条の二 法第十五条の事業用固定資産の価額は、毎事業年度末における法第八条の規定による補助に係る鉄道の現に存する事業用固定資産につき貸借対照表に付せられた価額から当該事業用固定資産につき当該貸借対照表に計上された減価償却累計額を控除した価額を基礎として国土交通大臣が査定した価額とする。

(各鉄道に關連する収益及び費用の配賦)

第十七条 法及びこの省令の規定により収益及び費用を計算する場合において、当該鉄道と当該鉄道以外の鉄道とに關連する収益及び費用は、次の各号に掲げる割合により各鉄道に配賦するものとする。

- 一 旅客運輸収入にあつては、各鉄道における延入キロによる百分率
- 二 貨物運輸収入にあつては、各鉄道における延トンキロによる百分率
- 三 運輸雑収にあつては、次に掲げる割合

イ 厚生福利施設収入にあつては、各鉄道に専属する職員数による百分率

ロ その他のものにあつては、各鉄道に専属する旅客運輸収入及び貨物運輸収入の合計額による百分率

- 四 受取利子その他の営業外収益にあつては、各鉄道に専属する営業収益による百分率
- 五 営業費にあつては、次に掲げる割合

イ 変電所、車庫、修理工場、車両その他これらに類する事業用固定資産の固定資産保存費（線路保存費、電路保存費及び車両保存費をいう。以下同じ。）にあつては、各鉄道に専属する車両走行キロによる百分率、その他の事業用固定資産の固定資産保存費にあつては、各鉄道に専属する事業用固定資産の価額による百分率

ロ 運輸費にあつては、各鉄道に専属する車両走行キロによる百分率

ハ 運輸費にあつては、各鉄道に専属する営業収益による百分率

ニ 保守管理費にあつては、各鉄道に専属する事業用固定資産の固定資産保存費による百分率

ホ 輸送管理費にあつては、各鉄道に専属する運輸費及び運輸費の合計額による百分率

ヘ 案内宣伝費にあつては、各鉄道に専属する旅客運輸収入による百分率

ト 厚生福利施設費にあつては、各鉄道に専属する職員数による百分率

チ 一般管理費にあつては、各鉄道に専属する営業費（一般管理費、諸税及び減価償却費を除く。）による百分率

リ 諸税にあつては、次に掲げる割合

- (一) 固定資産諸税にあつては、各鉄道に専属する事業用固定資産につき補助期間の初日を含む事業年度の前事業年度末における貸借対照表に付せられた価額から当該事業用固定資産につき当該貸借対照表に計上された減価償却累計額を控除した価額による百分率
- (二) 事業税にあつては、各鉄道に専属する収益による百分率
- (三) その他のものにあつては、各鉄道に専属する営業費（諸税及び減価償却費を除く。）による百分率

ヌ 事業用固定資産の減価償却費にあつては、第十九条の規定により各鉄道に關連する事業用固定資産の価額を各鉄道に配賦した場合における当該配賦額による百分率

六 支払利子その他の営業外費用にあつては、次に掲げる割合

イ 支払利子は、前事業年度末の各鉄道におけるこれに専属する事業用固定資産につき貸借対照表に付せられた価額（減価償却累計額を控除した価額とする。以下同じ。）による百分率

ロ その他のものは、各鉄道における営業費による百分率

2 前項の規定は、法及びこの省令の規定により収益及び費用を計算する場合において、一事業年度における補助を受ける期間及び補助を受けない期間の収益及び費用の配賦の計算に準用する。但し、諸税及び支払利子は、補助を受ける期間及び補助を受けない期間の日数による百分率により計算するものとする。

(建設及び営業に關連する人件費及び経費の整理)

第十八条 法及びこの省令の規定により費用を計算する場合において、未開業線の建設及び開業線の営業に關連する継続的な人件費及び経費があるときは、これらのうち主として建設に因果關係を有する人件費及び経費は未開業線の固定資産に、その他の人件費及び経費は営業費に整理するものとする。

2 前項の規定は、同項の鉄道事業者が事業用の固定資産を改良する場合における当該改良と営業とに關連する人件費及び経費の整理について準用する。

(各鉄道に關連する事業用固定資産の価額の配賦)

第十九条 法及びこの省令の規定により事業用固定資産の価額を計算する場合において、当該鉄道と当該鉄道以外の鉄道とに關連する事業用固定資産の価額は、変電所、車庫、修理工場、車両その他これらに類する事業用固定資産に係るものにあつては当該事業年度の前事業年度末からさかのぼり三年間（運輸開始後三年を経過しないものにあつては、現に経過した期間）の各鉄道における車両走行キロによる百分率、その他の事業用固定資産に係るものにあつては当該事業年度の前事業年度末の各鉄道におけるこれに専属する事業用固定資産につき貸借対照表に付された価額による百分率をもつて各鉄道に配賦するものとする。

(各事業に關連する事業用固定資産の価額の配賦)

第二十条 法及びこの省令の規定により事業用固定資産の価額を計算する場合において、鉄道事業と当該鉄道事業者の経営する他の事業とに關連する事業用固定資産の価額は、当該事業年度の前事業年度末の各事業におけるこれに専属する事業用固定資産につき貸借対照表に付された価額による百分率をもつて各事業に配賦するものとする。

(各事業に關連する収益及び費用の配賦)

第二十一条 法及びこの省令の規定により収益及び費用を計算する場合における鉄道事業と当該鉄道事業者の経営する他の事業とに關連する収益及び費用の各事業への配賦については、第十七条第一項第三号から第六号までの規定を準用する。この場合において、同項第三号から第六号まで中「各鉄道」とあるのは「各事業」と、同項第五号中「第十九条」とあるのは「第二十条」と読み替えるものとする。

(区間を分けて運輸を開始する場合の特例)

第二十二条 法第三条第一項第一号に該当するものとして認定を受けた鉄道につき区間を分けて漸次運輸を開始する場合における事業用固定資産の価額、収益、費用、益金及び補助金は、各区間に分けて計算するものとする。

2 前項の場合において補助期間が同一である場合の区間については、事業用固定資産の価額、収益、費用、益金及び補助金は、各区間を通じて計算するものとする。

(利息)

第二十三条 法第十四条の利息は、返還すべき補助金の額につき年十・九五パーセントの割合をもつて補助金の交付を受けた日からこれを返還する日までの日数によつて計算した額とする。

(納付金の累計額)

第二十四条 法第十五条の規定により益金を国庫に納付する場合における納付金の累計額は、当該益金を生じた事業年度末からさかのぼり十年以内に交付を受けた補助金の総額（法第十四条の規定により補助金を返還したときは、当該返還額を控除した残額）に相当する額とする。

(補助を受けなくなつた後の書類の提出)

第二十五条 法第八条の規定により補助を受けた鉄道事業者（交付を受けた補助金の全部を返還した者を除く。）は、同条の規定による補助を受けなくなつた時から十年を経過する日を含む事業

年度（前条の納付金の累計額が同条の補助金の総額に達したときは、その事業年度）まで当該期間内の毎事業年度における当該補助に係る鉄道について、第十二条各号に掲げる書類を毎事業年度終了後三箇月以内に地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。（配当の許可の申請）

第二十五条の二 法第十五条の二の規定により剰余金の配当の許可を受けようとする鉄道事業者は、次に掲げる事項を記載した剰余金配当許可申請書を地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所
 - 二 剰余金の配当の割合
 - 三 剰余金の配当をすることが経営上妥当である理由
- 2 前項の申請書には、当該事業年度に係る次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 損益計算書案
 - 二 株主資本等変動計算書案又は社員資本等変動計算書案
 - 三 貸借対照表案
- （改良の指示）

第二十六条 国土交通大臣は、法第三条の規定により認定をした鉄道又は同条の規定により改良計画の承認をした鉄道の経営が困難であると認められる場合において、当該鉄道について輸送の安全及び運輸の確保のため緊急に改良を行う必要があると認めるときは、法第十六条の指示をするものとする。

（金融機関の範囲）

第二十七条 法第十六条の金融機関は、株式会社日本政策投資銀行並びに日本の法令により設立された銀行、信託会社及び保険会社とする。

（契約申込）

第二十八条 政府と法第十六条の規定による契約を結ぼうとする金融機関は、鉄道設備改良融資利子補給契約申込書（第二十二号様式）二通に、それぞれ融資仮契約書の写しを添付して国土交通大臣に提出しなければならない。

（鉄道設備改良融資利子補給希望書の提出）

第二十九条 法第十六条の規定による契約に係る融資を受けて同条の国土交通大臣の指示に基づき鉄道の設備を改良しようとする鉄道事業者は、鉄道設備改良融資利子補給希望書（第二十三号様式）三通にそれぞれ改良計画書（様式は、第七号様式を準用する。）を添付し地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。

（契約締結）

第三十条 国土交通大臣は、第二十八条の申込書及び前条の希望書の提出を受けたときは、当該申込及び希望に関し調査を行い、妥当と認めたときは、遅滞なく、法第十六条の規定による契約を締結するものとする。

（利子補給金の限度）

第三十一条 法第十九条の規定により利子補給金の限度を計算する場合において、当該契約で定める当該改良の予定しゅん工日以後の融資残高が、融資総額を当該改良の予定しゅん工日以後五年間半年賦均等償還の条件で償還するものとした場合における計算上の融資残高をこえるときは、その計算上の融資残高を同条の融資残高とする。

2 前項の融資総額は、法第十六条の規定による契約に係る融資が最初になされた日から当該改良の完了した日後二箇月までになされた融資の額の合計額とする。

（利子補給金の支払）

第三十二条 法第十六条の規定による契約により政府が支給する利子補給金は、毎年、前年の十月一日からその年の三月三十一日までの期間及び四月一日から九月三十日までの期間に分け、それぞれの期間に応ずるものを金融機関の請求により支払うものとする。

（利子補給金の請求）

第三十三条 前条の規定により、政府に利子補給金の支給を請求しようとする金融機関は、鉄道設備改良融資利子補給金請求書（第二十四号様式）二通を国土交通大臣に提出しなければならない。

2 前項の請求書は、前年の十月一日から三月三十一日までの期間に係るものにあつては四月三十日までに、四月一日から九月三十日までの期間に係るものにあつては十月三十一日までに提出しなければならない。但し、国土交通大臣がやむを得ない事由があると認めたときは、この限りでない。（改良完了の届出）

（融資残高報告書の提出）

第三十四条 法第十六条の規定による契約に係る融資を受けて改良を行った鉄道事業者は、当該改良を完了したときは、遅滞なく、その旨を地方運輸局長を経由して国土交通大臣に届け出なければならない。

（融資残高報告書の提出）

第三十五条 政府と法第十六条の規定による契約を結んだ金融機関は、当該契約に係る融資の融資残高について毎月末現在の融資残高報告書（第二十五号様式）を翌月の十五日までに国土交通大臣に提出しなければならない。

附則 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による被害を受けた鉄道の当該被害に係る災害復旧事業に要する費用について鉄道事業者が法第八条第四項の規定による補助を受けようとする場合における第十五条の三第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「次に」とあるのは「第一号及び第二号」と、同条第三項中「次の各号」とあるのは「第一号から第三号まで」と、同項第三号イ中「又は適切な」とあるのは「適切な」と、「認められること」とあるのは「認められること又は基準期間における各年度の鉄道事業の損益計算における経常利益の額の合計額又は営業利益の額の合計額が当該災害復旧事業に要する費用の額を下回っていること」と、同号ロ中「又は適切な」とあるのは「適切な」と、「認められること」とあるのは「認められること又は基準期間における各年度の全事業の損益計算における経常利益の額の合計額又は営業利益の額の合計額が当該災害復旧事業に要する費用の額を下回っていること」とする。

附則（昭和二十九年十一月二三日運輸省令第五十六号）

この省令は、公布の日から施行する。但し、第十七条及び第二十一条の改正規定は、昭和二十九年以降の補助金に係る諸税の配賦計算について適用する。

附則（昭和三十三年八月三〇日運輸省令第三十七号） 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十六年五月一日運輸省令第二十五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十九年五月三〇日運輸省令第三〇号） 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十九年一月三三日運輸省令第七四号）

この省令は、公布の日から施行し、この省令の施行前三年以内に法第二十四条第一項の地方鉄道業を廃止したものに係る廃止補償についても適用する。

附則（昭和四〇年三月一八日運輸省令第七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四〇年四月一日運輸省令第二一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四五年九月一〇日運輸省令第七九号） 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四九年四月二〇日運輸省令第一五号）

この省令は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の地方鉄道軌道整備法施行規則第十四条第四項、第十六条第二項及び第十七条第一項第五号リ（二）の規定並びに第三条の規定

による改正後の港湾法施行規則第二十五条第三項及び第二十六条第二号イの規定は、昭和四十九年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る損益の計算について適用する。

附 則（昭和四十九年二月一日四日運輸省令第四十七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五〇年五月二二日運輸省令第一九号） 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五〇年二月二六日運輸省令第五六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十七年九月二九日運輸省令第二六号） 抄

1 この省令は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附 則（昭和五十九年六月二二日運輸省令第一八号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる行政庁が法律若しくはこれに基づく命令の規定によりした許可、認可その他の処分又は契約その他の行為（以下「処分等」という。）は、同表の下欄に掲げるそれぞれの行政庁がした処分等とみなし、この省令の施行前に同表の上欄に掲げる行政庁に対してした申請、届出その他の行為（以下「申請等」という。）は、同表の下欄に掲げるそれぞれの行政庁に対してした申請等とみなす。

北海道運輸局長	北海道運輸局長
東北海運局長（山形県又は秋田県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合を除く。）	東北運輸局長
東北海運局長（山形県又は秋田県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合を除く。）及び新潟海運監理部長	新潟運輸局長
関東海運局長	関東運輸局長
東海海運局長	中部運輸局長
近畿海運局長	近畿運輸局長
中国海運局長	中国運輸局長
四国海運局長	四国運輸局長
九州海運局長	九州運輸局長
神戸海運局長	神戸海運監理部長
札幌海運局長	北海道運輸局長
仙台海運局長	東北運輸局長
新潟海運局長	新潟運輸局長
東京海運局長	関東運輸局長
名古屋海運局長	中部運輸局長
大阪海運局長	近畿運輸局長
広島海運局長	中国運輸局長
高松海運局長	四国運輸局長
福岡海運局長	九州運輸局長

附 則（昭和六〇年六月一五日運輸省令第二二号） 抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六十二年三月二七日運輸省令第二九号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

（地方鉄道軌道整備法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第九条 昭和六十二年三月末日以前に終了した営業年度に係る営業用固定資産決算表、収益決算表、費用決算表、運輸数量及び列車走行キロ表及び車両走行キロ表の様式については、第二十一条の規定による改正後の鉄道軌道整備法施行規則第十七号様式から第二十一号様式までの様式にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成元年七月二〇日運輸省令第二四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三年五月一五日運輸省令第一四号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 改正後の鉄道軌道整備法施行規則の規定は、鉄道事業者が平成二年四月一日以後受けた災害についてこの省令の施行の前日までに施行した災害復旧事業についても、適用する。

附 則（平成三年九月二五日運輸省令第二九号） 抄

（施行期日）

1 この省令は、平成三年十月一日から施行する。

（鉄道軌道整備法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

2 この省令の施行の際現に第一条の規定による改正前の鉄道軌道整備法施行規則の規定によりされている申請書その他の書類の提出は、同条の規定による改正後の鉄道軌道整備法施行規則の規定に基づいてされた申請書その他の書類の提出とみなす。

附 則（平成五年六月二五日運輸省令第一九号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の前日までに発生した災害に係る報告書については、なお従前の例によることができる。

附 則（平成七年三月一日運輸省令第九号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（鉄道軌道整備法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

2 この省令の施行の際現に第三条の規定による改正前の鉄道軌道整備法施行規則の規定によりされている申請書その他の書類の提出は、同条の規定による改正後の鉄道軌道整備法施行規則の規定に基づいてされた申請書その他の書類の提出とみなす。

附 則（平成二年一月二九日運輸省令第三九号） 抄

（施行期日）

1 この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成一五年一〇月一日国土交通省令第一〇九号） 抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（鉄道軌道整備法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

2 この省令の施行の際現に第三条の規定による改正前の鉄道軌道整備法施行規則の規定によりされている申請書その他の書類の提出は、同条の規定による改正後の鉄道軌道整備法施行規則の規定に基づいてされた申請書その他の書類の提出とみなす。

附 則（平成一二年九月三〇日運輸省令第四一号）

（施行期日）

1 この省令は、平成十一年十月一日から施行する。

（鉄道軌道整備法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

附 則（平成一五年一〇月一日国土交通省令第一〇九号） 抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（鉄道軌道整備法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

附 則（平成一五年一〇月一日国土交通省令第一〇九号） 抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（鉄道軌道整備法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

附 則（平成一五年一〇月一日国土交通省令第一〇九号） 抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一五年一〇月一日国土交通省令第一〇九号） 抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（鉄道軌道整備法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

附 則（平成一五年一〇月一日国土交通省令第一〇九号） 抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式又は書式による申請書その他の文書は、この省令による改正後のそれぞれの様式又は書式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

第三条 この省令の施行前にしたこの省令による改正前の省令の規定による処分、手続、その他の行為は、この省令による改正後の省令（以下「新令」という。）の規定の適用については、新令の相当規定によってしたものとみなす。

附 則（平成二〇年九月三〇日国土交通省令第八〇号）

この省令は、平成二十年十月一日から施行する。

附 則（平成二四年三月八日国土交通省令第一三三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年八月一日国土交通省令第六〇号）

（施行期日）

第一条 この省令は、鉄道軌道整備法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十三号）の施行の日（平成三十年八月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条 改正後の第十五条及び第十五条の三の二第一項の規定を適用する場合において、平成二十八年四月一日以後この省令の施行の日の前日までに鉄道が受けた災害は、この省令の施行の日に受けたものとみなす。

附 則（令和二年二月三日国土交通省令第九八号）

（施行期日）

1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記（第二条関係）

別記（第二条関係）

線 路 図 作 成 要 領

- 認定を受けようとする鉄道及びこれに影響のある交通機関を下記要領により色分けした縮尺5万分の1の地図に記入すること。
 - イ 自線（認定を受けようとする鉄道） 赤太線（未開業の場合には、赤点線）
 - ロ 自線（イ以外の鉄道） 茶太線（未開業の場合には、茶点線）
 - ハ 他社の鉄道線 青太線
 - ニ 兼営又は併系バス路線 黒細線
 - ホ 兼営又は併系トラック路線 黒点線
 - ヘ ニ以外沿線バス路線 緑細線
 - ト ホ以外の戦線トラック路線 緑点線
 - チ 航路 黒点線
 - リ 停留場 ◎印（停留場名を細字で付記すること。）
 - ヌ 停留所 ○印（停留所名を細字で付記すること。）
- バス事業及びトラック事業の事業者名、起終両停留所名、営業キロ程、所有車両、運転回数及び起終両停留所間運転所要時間を本図に付記すること。
- 主要事業所、工場、鉱山、施設等については、符合を用いて本図内に表示すること。
- バス路線及びトラック路線に係る道路並びにこれら以外の道路のうちの一級国道、二級国道及び都道府県道の幅員及び舗装状況を本図に付記すること。

第一号様式（その一）（第二条関係）

輸 送 状 況 調
年 月 日から
年 月 日まで

鉄道何々間

1 貨物 何年何期（又は何年度）（何年何月～何年何月） 氏名又は名称

品目	自線								他の交通機関による推定輸送数量	備考
	車扱			コンテナ						
	自線発着	自線発 他線着	他線発 自線着	計	自線発着	自線発 他線着	他線発 自線着	計		
	合計									
合計	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン		

備考

- 本表は認定を受けようとする日を含む事業年度の前事業年度末からさかのぼり三年間における実績を事業年度ごとに各別に作成すること。なお、認定を受けようとする鉄道が認定を受けようとする日を含む事業年度の前事業年度末までに運輸開始後三年間を経過しない鉄道であるときは、当該運輸開始の日から当該前事業年度末までの期間（以下「経過期間」という。）にあつては経過期間における実績を、当該前事業年度末後経過期間とあわせて三年に達する日を含む事業年度の末日までの期間にあつては当該期間における見込を事業年度ごとに各別に作成すること。又認定を受けようとする鉄道が運輸開始前のものであるときは、その運輸開始後三年間における見込を一年ごとに各別に作成すること。
- 輸送数量の僅少な貨物は、一括して品名欄に「その他」として掲げること。
- 他の交通機関による推定概算輸送数量欄には、自線沿線圏内の貨物であつて、自線によつて輸送されておらず、自線以外の交通機関によつて輸送されていると認められる貨物の年間（自線に係る事業年度が一年未満の場合には、これに対応する期間。以下同じ。）の推定輸送数量を記入すること。
- 発着貨物トン数の多い駅は、主要品名別にその駅名及び発着別にトン数を備考欄に記入すること。
- 自線沿線におけるトラック事業（兼営及び併系会社経営のものを含む。）の事業者名、年間の推定概算輸送数量及び輸送能力（所有者両等）を附記すること。なお、自線が浸蝕されていると認められる年間の見込輸送数量を年間の推定概算輸送数量の内書として括弧書とすること。
(例) 事業者名 年間推定概算輸送数量 輸 送 能 力
所有車両 従業員数
何々トラック 1,500 トン (700 トン) 15 両 30 人
何々輸送 2,100 トン (1,000 トン) 20 両 40 人
- 本様式中自線とは、認定を受けようとする鉄道をいう。以下各様式において同じ。

2 旅客 何年何期（又は何年度）（何年何月～何年何月）

種 別	自 線				他の交通機関 による推定概 算輸送人員	備 考
	自線発着	自線発 他線着	他線発 自線着	合計		
定期外旅客	人	人	人	人		
定期旅客						
通勤						
通学						
その他						
合 計						

備考

- 1 第一号様式（その一）の1貨物の備考1は、本表に準用する。
- 2 他の交通機関による推定概算輸送人員欄には、沿線圏内の旅客であつて、自線によつて輸送されておらず、自線以外の交通機関によつて輸送されていると認められる旅客の年間の推定輸送人員を記入すること。
- 3 乗降車人員の多い駅は、種類別にその駅名及び乗降別に人員を備考欄に記入すること。
- 4 沿線におけるバス事業（兼営及び傍系会社経営のものを含む。）の事業者名、年間の推定概算輸送人員及び輸送能力を附記すること。なお、自線が浸蝕されていると認められる年間の見込輸送人員を年間の推定概算輸送人員の内書として括弧書とすること。

(例) 事業者名	年間推定概算輸送人員	輸 送 能 力	
		所有車両	従業員数
何 々 バ ス	586,000 人 (398,000 人)	大型バス 150 両	300 人
何々乗合自動車	263,800 人 (205,000 人)	大型バス 50 両	
		小型バス 20 両	180 人

第一号様式（その二）（第二条関係）

運 輸 数 量 調
年 月 日から
年 月 日まで

鉄道何々間

事業年度	営業 日数	期 末 営業 キロ	延日 キロ	貨 物				旅 客				備考
				輸 送 トン 数	延 トン キロ	一 日 一 キロ 平 均 通 過 トン 数	貨 物 一 トン 平 均 輸 送 キロ	乗 車 人 員	延 キ ロ	一 日 一 キロ 平 均 通 過 人 員	旅 客 一 人 平 均 乗 車 キ ロ	
何 年 何 期												
(何年何月～ 何年何月)												
合 二 年 平 均												

備考

- 1 一日一キロ平均通過トン数 = $\frac{\text{延トンキロ（又は延人キロ）}}{\text{延日キロ（営業キロ×営業日数）}}$
- 2 貨物一トン平均輸送キロ = $\frac{\text{延トンキロ（又は延人キロ）}}{\text{輸送トン数（乗車人員）}}$
- 3 発着不明な回数券、区間制及び均一制の鉄道については、適当な方法により延人キロを算出し、その計算方法を附記すること。
- 4 第一号様式（その一）の1貨物の備考1は、本表に準用する。この場合において、同備考1中「事業年度ごとに各別に」は「事業年度ごとに」と読み替えるものとする。

第一号様式（その二）（第二条関係）

第二号様式（その一）（第二条関係）

沿 線 主 要 産 業 調

鉄道何々間						氏名又は名称		
主産業要名	氏名又は名称及びその工場名、事業所名又は施設名	地域又は所在地	最寄駅	寄品名	埋蔵量、年間生産高又は年間原材料使用高	年間出貨及び入貨数量		備考
						自線利用	他交通機関利用	

- 備考
- 1 主要産業名欄には、平成5年10月総務庁告示第60号（日本標準産業分類）による細分類別に、自線沿線における主な産業を記入すること。
 - 2 原始産業例えば林業については、氏名又は名称及びその工場名、事業所名又は施設名欄には、「何々原始林」と、地域又は所在地欄には「何々県何々郡何々村を中心として何々平方キロ」と記入すること。
 - 3 原材料使用高は、主なもの又は使用高の多いものを記入すること。
 - 4 埋蔵量、年間生産高又は年間原材料使用高欄に数量をトン以外の単位で記入する場（電力を除く。）には、括弧書きでトン換算数量を同欄に併記すること。なお、同欄に数量を記入する場合には、例えば埋蔵量に係る数量であるときは、「@」と数量の左端に記入すること。
 - 5 品名を包括的に表示記入する場合には、その品名及び数量の内訳を備考欄に記入すること。

第二号様式（その二）（第二条関係）

沿線資源開発計画又は主要産業新設拡張計画調

鉄道何々間					氏名又は名称					
産 業 名	氏名又は名称及びその工場名、事業所名又は施設名	地 域 又 は 所 在 地	最 寄 駅 名	計 画 要 要	新 規 又 は 拡 充 生 産 品 名	新 規 又 は 拡 充 生 産 年 間 生 産 見 込 高	新 規 又 は 拡 充 原 材 名	新 規 又 は 拡 充 生 産 年 間 生 産 見 込 高	建 設 工 事 年 間 要 求 延 働 者 数	従 業 員 見 込 数

沿線人口調

備考

- 1 行政区域名は、線路の起点より順を逐つて都道府県市町村大字別に記入すること。
- 2 沿道直接人口欄には、線路の起終点及び線路の両側各キロ以内の地域に在る人口又はこれ以外の地域であつても他に交通機関がなく、自線を利用すると認められる地域の人口を記入すること。
- 3 準沿線人口欄には、2以外の地域であつて、バスその他の交通機関を介して自線を利用すると認められる地域の人口を記入すること。

収 益 及 び 費 用 調

年 月 日から
年 月 日まで

備考

- 1 認定を受けるとする鉄道事業とこれ以外の鉄道事業とに關する収益及び費用並びに鉄道事業と鉄道事業以外の事業とに關する収益及び費用については、その配賦の方法及び算出の基礎を付記すること。
- 2 営業外収益及び営業外費用並びに経費の主なものについては、その内訳を事業年度ごとに付記すること。
- 3 各事業年度において著しい増減のあるものについては、その内訳及び事由を付記すること。
- 4 第一号様式（その一）の増減の備考1は、本表に準用する。この場合において、同備考1「事業年度ごとに各別」とあるのは、「事業年度ごとに」と、「一年ごとに各別」とあるのは、「一年ごと」と読み替へるものとする。

第四号様式（第二条関係）

第五号様式（第二条関係）

事業用固定資産及び減価償却費調

年 月 日現在

鉄道何々間

氏名又は名称

科 目	取得 価額	最近一年間 実施 額	最近一年間償却額		償 却 累計額	償 却 累計率	簿 価	償 却 過不足 累計額
			範囲 額	過不 足額				
有形固定資産	円	円	円	円	円		円	円
運送施設								
土地								
建築物								
構築物								
車両								
機械装置								
工具・器具・備品								
案内宣伝施設								
無形固定資産								
関連固定資産								
合 計								

備考

- 1 最近一年間償却額欄には、認定を受けようとする日を含む事業年度の前事業年度末からさかのぼり一年間における減価償却額を記載すること。この場合において、範囲額欄には、当該期間における法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の規定により所得の計算上損金に算入される償却額（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の規定による特別償却額（割増償却額を含む。）を除く。）を記載するものとする。
- 2 最近一年間の減価償却額の実施額に租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の規定による特別償却額（割増償却額を含む。）を含むときは、その額及び内容を付記すること。
- 3 簿価欄には、認定を受けようとする日を含む事業年度の前事業年度末における簿価を記載すること。
- 4 有形固定資産の償却方法を付記すること。
- 5 関連固定資産の項の各欄には、認定を受けようとする鉄道とこれ以外の鉄道とに関連するもの及び鉄道事業と鉄道事業以外の事業とに関連するもののうち認定を受けようとする鉄道に対して配賦されたものを記載し、その配賦の方法及び算出の基礎を付記すること。

第六号様式（その一）（第二条関係）

敷 設 計 画 書

鉄道何々間

氏名又は名称

- 1 計画の目的及び概要
- 2 計画の内容
 - (1) 建設工事の着工予定日
 - (2) 建設工事の竣工予定日
 - (3) 動力
 - (4) 軌間
 - (5) 単線、複線等の別及び区間並びにキロ程
 - (6) 線路の起終点及びその経過する市町村名
 - (7) 軌条の重量（重量の異なる軌条を用いているときは各軌条の使用区間を明示すること。）
 - (8) 車両
 - (イ) 機関車（形式、両数及び重量を記載すること。）
 - (ロ) 客車（車種、両数、自重、定員及び荷重を記載すること。）
 - (ハ) 貨車（車種、両数、自重、定員及び荷重を記載すること。）
 - (ニ) 気動車及び内燃動車（機関車及び客車に準じて記載すること。）
- 3 計画の効果

第六号様式（その二）（第二条関係）

建設所要資金計画書

鉄道何々間氏名又は名称

建設 総所要金額	区 分	金 額	調 達 時 期	備 考
	自 己 資 金	円		
	社 債			
	借 入 金			
	そ の 他			
	計			

備考 「自己資金」及び「その他」については、具体的な説明を附記すること。

第七号様式（その一）（第三条関係）

改良計画書

鉄道何々間氏名又は名称

1 計画の目的及び概要

2 計画の内容

(1) 改良着工予定日

(2) 改良竣工予定日

(3) 改良施設の内訳及びその位置

3 計画の効果

4 計画を行う地方鉄道（又は軌道）の施設の現況

第七号様式（その二）（第三条関係）

改良費予算書

氏名又は名称

鉄道何々間

延長キロ

項	目	数 量	平 均 単 価	金 高	合 計
用 地 費	線路用地	(単 位)	円	円	円
土 工 費	停車場用地.....				
	線路切取				
	線路築堤.....				
合 計					
1キロ当たり					

備考 建設資金の調達方法を記載すること。

第七号様式（その三）（第三条関係）

改良所要資金計画書

本表は、第六号様式（その二）の様式に準じて作成すること。

第八号様式（その一）（第三条関係）

改良計画変更計画書

鉄道何々間

改良計画承認番号 第 号

氏名又は名称

新改良計画に係る改良、改良着工 予定日又は改良しゆん工予定日	旧改良計画に係る改良、改良着工 予定日又は改良しゆん工予定日	備 考

備考 新改良計画に係る改良欄及び旧改良計画に係る改良欄には、新旧を対照して備考欄に変更の理由を記入すること。

第八号様式（その二）（第三条関係）

改良費予算変更書

鉄道何々間

氏名又は名称

科 目		新 予 算 額			旧 予 算 額			新旧差引 増 減 高	備 考
項	目	数量	平均 単価	金高 合計	数量	平均 単価	金高 合計		
			円	円		円	円		
合 計	1 キロ 当たり								

備考

- 1 新旧異動のないものは、新予算額欄に数量、平均単価、金額及び合計を記入し、旧予算額欄には、単に異動なしと記入すること。
- 2 新旧差引増減高の減は朱書すること。
- 3 増減の理由を摘要欄に記入すること。

第八号様式（その三）（第三条関係）

改良所要資金変更計画書

改良 総 所 要 金 額		氏名又は名称					
		新資金計画書		旧資金計画書		新旧差引 増 減 高	備 考
		金額	調達時期	金額	調達時期		
	区 分						
	自 己 資 金	円		円		円	
	社 債						
	借 入 金						
	そ の 他						
	計						

備考 第八号様式（その二）の備考1から3まで及び第六号様式（その二）の備考は、本表に準用する。

第九号様式（第十条関係）

業 務 及 び 財 産 状 況 報 告

年 月 日から
年 月 日まで

1 経営する事業 氏名又は名称
2 資 本 の 額

前 期 末 資 本 の 額	当 期 増 加 資 本 の 額	当 期 末 資 本 の 額
円	円	円

備考 増加資本に係る資金の使途を附記すること。

- 3 事業の状況
- （事業成績の概況、輸送能力及び輸送実績、原料及び資材に関する状況、設備拡充状況等について前記実績と比較し、事業の種類別に詳細に説明すること。）
- 4 経理の状況
- イ 資産及び負債の状況
- （前期末及び当期末現在の貸借対照表を比較してその増減を示し、当期末現在における資産及び負債の内容の詳細（投資関係については、特に詳細なもの）を説明すること。）
- ロ 収支の状況
- （前期と当期の損益計算書を比較し、これに基づき当期中の収支の状況を詳細に説明すること。）

第十号様式（第十一条関係）

事業用固定資産決算見込表					
年 月 日から 年 月 日まで					
鉄道何々間		氏名又は名称			
科 目	期首残高	当期増加 見込額	当期減少 見込額	期末見込 残高	備 考
有形固定資産	円	円	円	円	
運 送 施 設					
土 地					
建 物					
構 築 物					
車 両					
機 械 装 置					
工具・器具・備品					
案内宣伝施設					
土 地					
建 物					
雑 施 設					
無形固定資産					
運 送 施 設					
営 業 権					
借 地 権					
.....					
案内宣伝施設					
借 地 権					
.....					
関連固定資産					
固定資産計					
減価償却累計額					
差 引 簿 価					

- 備考
- 1 第五号様式の備考4及び5は、本表に準用する。
 - 2 備考欄には、当期増加見込額及び当期減少見込額の内訳を記載すること。

第十一号様式（第十一条関係）

収 益 決 算 見 込 表			
年 月 日から 年 月 日まで			
鉄道何々間		氏名又は名称	
科 目	最近一年間決算額	決 算 見 込 年 額	備 考
	円	円	
営 業 収 益			
旅 客 運 輸 収 入			
貨 物 運 輸 収 入			
鉄道線路使用料収入			
鉄道線路譲渡収入			
運 輸 雑 収			
営 業 外 収 益			
合 計			

- 備考
- 1 最近一年間決算額欄には、決算が終了した最近一年間に係る計数を記載すること。
 - 2 最近一年間決算額と決算見込年額とに著しい差のあるものについては、その理由を備考欄に記載すること。
 - 3 営業外収益については、その内訳を備考欄に記載すること。
 - 4 決算見込年額の算出の基礎その他参考となる事項を付記すること。
 - 5 認定を受けた鉄道とこれ以外の鉄道とに関連する収益及び鉄道事業と鉄道事業以外の事業とに関連する収益については、その配賦の方法及び算出の基礎を付記すること。

第十二号様式（第十一条関係）

費用決算見込表
年 月 日から
年 月 日まで

鉄道何々間		氏名又は名称					
科 目	最近一年間決算額			決算見込年額			備 考
	人件費	経 費	計	人件費	経 費	計	
営 業 費	円	円	円	円	円	円	
運 送 費							
固定資産保存費							
線 路 保 存 費							
電 路 保 存 費							
車 両 保 存 費							
運 転 費							
運 輸 費							
管 理 費							
保守管理費							
輸送管理費							
案 内 宣 伝 費							
厚生福利施設費							
一 般 管 理 費							
諸 税							
減 価 償 却 費							
営業外費用							
合 計							

備考 第十一号様式の備考は、本表に準用する。この場合において、同備考3中「営業外収益」とあるのは、「諸税及び営業外費用」と、同備考5中「収益」とあるのは「費用」と読み替えるものとする。

第十七号様式（第十二条関係）

事業用固定資産決算表
年 月 日から
年 月 日まで

鉄 道 何 々 間 氏名又は名称

I 総括表

本表は、鉄道事業会計規則（昭和六十二年運輸省令第七号）別表第2財務諸表（以下「財務諸表」という。）の第4号表の様式に準じて作成すること。この場合において、同表中II各事業関連固定資産には、認定を受けた鉄道とこれ以外の鉄道とに関連するもの及び鉄道事業と鉄道事業以外の事業とに関連するもののうち認定を受けた鉄道に対して配賦されたものを記載し、その配賦の方法及び算出の基礎を付記すること。

II 明細表

本表は、財務諸表の第5号表の様式に準じて作成すること。この場合において、第5号表中II各事業関連固定資産には、認定を受けた鉄道とこれ以外の鉄道とに関連するもの及び鉄道事業と鉄道事業以外の事業とに関連するもののうち認定を受けた鉄道に対して配賦されたものを記載し、その配賦の方法及び算出の基礎を付記すること。

第十八号様式（第十二条関係）

収 益 決 算 表			
年	月	日から	
年	月	日まで	

- 鉄道何々間
- 氏名又は名称
- 1 本表は、財務諸表の第7号表の様式に準じて作成すること。この場合において、同表中
Ⅴ運輸雑収の次にⅤ営業外収益及びⅤ特別収益の科目を加え、財務諸表の第2号表の経常
損益の部Ⅲ営業外収益及び特別収益の部Ⅰ特別利益の例に従って記載すること。
- 2 第十一号様式の備考5は、本表に準用する。

第十九号様式（第十二条関係）

費 用 決 算 表			
年	月	日から	
年	月	日まで	

- 鉄道何々間
- 氏名又は名称
- 1 本表は、財務諸表の第8号表の様式に準じて作成すること。この場合において、同表
中Ⅴ減価償却費の次にⅤ営業外費用及びⅤ特別損失の科目を加え、財務諸表の第2号表の
経常損益の部Ⅳ営業外費用及び特別損益の部Ⅱ特別損失の例に従って記載すること。
- 2 第十一号様式の備考5は、本表に準用する。この場合において、「収益」とあるのは「費
用」と読み替えるものとする。

第二十号様式（第十二条関係）

運輸数量及び列車走行キロ表

年 月 日から
年 月 日まで何キロ何分

鉄道何々間氏名又は名称

月 別	延 日 数	延 人 キ ロ		延 ト ン キ ロ		列車走行 キ ロ	摘要
		数 量	一 日 一 キロ平均	数 量	一 日 一 キロ平均		
何 月							
何 月							
合 計							

備考

1 補助を受ける区間と補助を受けない区間、補助を受ける期間と補助を受けない期間又は補助を受ける区間中補助日数を異にする区間ごとに各別に本表を作成すること。

2 本表は、鉄道事業等報告規則第三条の規定による鉄道事業実績報告書又は軌道法施行規則第三十五条の規定による実績報告書に基づいて作成すること。

3 列車単位が著しく異なるものは、列車走行キロを区分して記載すること。

第二十一号様式（第十二条関係）

車両走行キロ表

年 月 日から
年 月 日まで

鉄道何々間氏名又は名称

月 別	車 両 走 行 キ ロ			摘 要
	機 関 車	客 車	貨 車	
何 月				
何 月				
合 計				

備考 第二十号様式の備考1及び2は、本表に準用する。

第二十一号様式之二（第十五条関係）

災害状況報告書

氏名又は名称

- 1 災害発生日
- 2 災害の原因(暴風、高潮、地震等の別)
- 日 雨 量 ミリメートル
- 連 続 雨 量 ミリメートル
- 風 速 メートル
- 潮 位 メートル
- 波 高 メートル
- 台風の中心示度 ヘクトパスカル
- 震 源 地
- 其 他

3 災害状況

イ 鉄道事業

区 分	線別及び位置	施設名	災害状況	復旧費見込額	備 考
補助対象施設 A		何々施設		千円	

		----		(小計)	
補助対象施設 B		何々施設			

		----		(小計)	
その他の施設					
				(小計)	
計					

ロ 養 老

施設名	災害状況	復旧費見込額	備 考
		千円	
計			

ハ 他の交通機関

ニ 沿線一般

4 災害後の運行状況

5 運輸休止中の運輸収入減少見込額

注

- 1 補助対象施設A欄には、法第八条第四項又は第五項の規定による補助を受けようとする鉄道軌道整備法施行令(昭和三十三年政令第二百五十六号。以下「令」という。)第一条第二項各号に掲げる施設の災害状況を記入すること。
- 2 補助対象施設B欄には、法第八条第四項又は第五項の規定による補助金の交付の決定を受けた令第一条第二項各号に掲げる施設の災害状況を記入すること。
- 3 災害状況欄には、何々川橋梁第何号橋脚一基流失等災害状況を具体的に記入すること。
- 4 復旧費見込額欄には、令第二条第二項に規定する本工事費及び附帯工事費の概算見込額を記入すること。
- 5 沿線一般の災害状況には、主要産業、住宅等の災害の概況を記入すること。
- 6 当該鉄道及びこれに関連する施設の災害状況を示す略図及びこれらの施設のうち主要なものの災害状況を示す写真を添付すること。

第二十一号様式之三（第十五条の二関係）

災害復旧事業実施状況報告書

氏名又は名称

何会計年度第何四半期

工事番号	総工 事 容 内	総工 事 費 (A)	工 事 出 来 高						工程率 (B) (A)	備 考
			前四半 期まで		今四半期		今四半 期まで			
			工事 量	金額	工事 量	金額	工事 量	金額		
			円	円	円	円	円	円		
									%	

注

- 1 補助金の交付の決定に係る災害復旧事業計画の工事予定をかつこ書で記入すること。
- 2 金額欄には、概算額を記入すること。

第二十一号様式の五（第十五条の三関係）

収益及び費用状況並びに収益及び費用見込表				
年 月 日から 年 月 日まで 氏名又は名称				
科 目		何年何期(何 年何月～何年 何月)	何年何期(何 年何月～何年 何月)	
収 益	営業収益	円	円	
	鉄道事業営業収益			
	旅客運輸収入			
	定期外			
	その他			
	貨物運輸収入			
	鉄道線路使用料収入			
	鉄道線路譲渡収入			
	運輸雑収			
	(何)業営業収益			
費 用	営業外収益			
	鉄道事業営業外収益			
	(何)業営業外収益			
	経常収益			
費 用	鉄道事業経常収益			
	(何)業経常収益			
	営業費	円	円	
	鉄道事業営業費			
	人件費			
	修繕費			
	動力費			
	経費			
	減価償却費			
	諸税			
費 用	(何)業営業費			
	営業外費用			
	鉄道事業営業外費用			
	支払利息・割引料			
	その他			
	(何)業営業外費用			
	経常費用			
	鉄道事業経常費用			
	(何)業経常費用			

損	営業損益	円	円		
	鉄道事業営業損益				
	(何) 業営業損益				
	営業外損益				
	鉄道事業営業外損益				
	(何) 業営業外損益				
益	経常損益				
	鉄道事業経常損益				
	(何) 業経常損益				

- 備考
- 1 本表は、基準期間について作成すること。なお、基準期間における各年度について、鉄道事業の損益計算において営業利益を生じ、かつ、経常利益を生じている場合又は全事業の損益計算において営業利益を生じ、かつ、経常利益を生じている場合には、基準事業年度以降おおむね五年間を超える期間に係る見込みについても作成すること。
- 2 収益及び費用の見込みについては、算出の基礎その他参考となる事項及び各科目において災害を受けたことにより影響を受けると見込まれる額を付記すること。
- 3 鉄道事業と鉄道事業以外の事業とに関連する収益及び費用については、その配賦の方法及び算出の基礎を付記すること。

第二十一号様式の五の二(第十五条の三の二関係)

		収益及び費用状況表		年 月 日から 年 月 日まで 氏名又は名称	
鉄道		何年何期(何年何月～何年何月)	何年何期(何年何月～何年何月)		
収	営業収益	円	円		
	旅客運輸収入				
	定期外				
	その他				
	貨物運輸収入				
	鉄道線路使用料収入				
益	鉄道線路譲渡収入				
	運輸雑収				
	営業外収益				
費	経常収益	円	円		
	営業費				
	人件費				
	修繕費				
	動力費				
	経費				
	減価償却費				
	諸税				
	営業外費用				
	支払利息・割引料				
損	その他				
	経常費用	円	円		
	営業損益				
益	営業外損益				
	経常損益				

- 備考
- 1 本表は、基準期間について作成すること。
- 2 法第八条第五項の規定による補助を受けようとする鉄道とこれ以外の鉄道とに関連する収益及び費用並びに鉄道事業と鉄道事業以外の事業とに関連する収益及び費用については、その配賦の方法及び算出の基礎を付記すること。

第二十一号様式の五の二(第十五条の三の二関係)

災害復旧事業変更計画書

氏名又は名称

イ 総括表

区 分	直営工事費	請負工事費	合 計
本 工 事 費	円	円	円
線 路 施 設			
停 車 場 施 設			
運 転 保 安 施 設			
電 気 施 設			
通 信 施 設			
鉄 道 車 両			
附 帯 工 事 費			
計			

区 分	工事番号	線及び位置	工事内容	工 事 費				備 考
				種別	数量	単価	金額	
本工事費						円	円	
何々施設								
何々工事								

計								
附帯工事費								
何々工事								

計								

[illegible]

- 1 変更しようとする計画に関する事項は、朱記すること。
- 2 変更しようとする計画に係る工事番号の未施行の変更しない計画に関する事項は、黒字で記入すること。
- 3 変更しようとする計画に係る工事番号の既施行工事に関する事項は、黒字かつ
こ書で記入すること。
- 4 上記のほか災害復旧事業費補助金交付申請書に準じて記入すること。

第二十一号様式の七（第十五条の十関係）
災害復旧事業実績報告書
氏名又は名称

1 総括表

区 分	直営工事費	請負工事費	合 計
本 工 事 費	円	円	円
線 路 施 設			
停 車 場 施 設			
運 転 保 安 施 設			
電 気 施 設			
通 信 施 設			
鉄 道 車 両			
附 帯 工 事 費			
計			

2 明細表

区 分	工事 番号	線別及び 位 置	工事内容	工 事 費				備 考
				種別	数量	単価	金額	
本 工 事 費						円	円	
何々施設								
何々工事								

計								
附 帯 工 事 費								
何々工事								

計								

- 注
- 1 工事費の決算額の下に計画額をかつこ書で記入すること。
- 2 上記のほか災害復旧事業費補助金交付申請書に準じて記入すること。

第二十二号様式（その二）（第二十八条関係）

第二十二号様式（その二）（第二十八条関係）

建設設備改良融資利子補給要約内訳

氏名又は名称										支払され る利子補 給金の限 度	備 考	
番 号	融資の 相手方	改 良 工事名	貸出条件 (年利)	金 利	予 定 着工日	予 定 し めん工 日	融 資 状 況					融資総額
							契約時	着工時	何々時 しめん 工 時			
							()	()	()	()	※	
							※()	※()	※()	※()	※	
							()	()	()	()	※	
							※()	※()	※()	※()	※	
							()	()	()	()	※	
							※()	※()	※()	※()	※	
							()	()	()	()	※	
							※()	※()	※()	※()	※	
合 計												

備考
1 融資枠総額の上段には、予定融資額を、同欄の括弧内には、融資の予定年月旬を記入すること。
2 ※印の欄には、記入しないこと。

第二十三号様式（その一）（第二十九条関係）
（略）

第二十三号様式（その二）（第二十九条関係）

鉄道設備改良融資利子補給希望書内訳

本内訳書は、第二十二号様式（その二）の様式に準じて作成すること。この場合において同様式中「融資の相手方」は「金融機関名」と、「貸出条件」は「借入条件」と、同様式の備考1中「予定融資額」は「金融機関の融資確約額」とそれぞれ読み替えるものとする。

第二十五号様式（第三十五条関係）

(略)

鐵道設備改良融資利子補給金請求書內訳

氏名又は名称

[illegible]

1 番号欄には、契約書内訳に記載した番号を記入すること。

- 2 融資残高増減欄には、増減後の融資残高を記入すること。
- 3 括弧内には、融資残高の増減があつた年月日を記入すること。